

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第89回 最判令和2年7月14日(大分県事件／裁判所ウェブサイト掲載)

複数の公務員が第三者に対して、共同して故意に損害を与えた場合、同公務員らの負う国家賠償法1条2項による求償債務は連帯債務に当たると判断された事例

労働法制特別委員会委員 野田 広大(67期)



1 事業の概要

大分県では平成19年度及び20年度の教員採用選考試験において、賄賂を伴う不正な点数操作が行われた。大分県は、これにより不合格となった受験者らに対して、合計9045万円の損害賠償金を支払った。一審原告は、被告大分県知事に対して、住民訴訟提起し、不正行為に加担したAからDに対して、求償権を行使して、同金額のうち、8597万0512円の請求をするよう求めた。なお、本裁判例は、第2次上告審である。

2 関係者

(1) 平成19年度試験教育審議監 A

BCから賄賂を受け取り、EにBCの子を合格させよう指示した。その後退職した。

(2) 市立小学校教員夫妻 BC

平成19年度試験で便宜を図ってもらうため、Aに贈賄した。BCの子は本来不合格であったが、得点操作により合格した。その後懲戒免職された。

(3) 市立小学校教頭 D

平成20年度試験で便宜を図ってもらうため、Eに贈賄した。Dの子は本来不合格であったが、得点操作により合格した。その後懲戒免職された。

(4) 県教委義務教育課人事班主幹 E

平成19年度及び20年度の双方の不正行為に加担した。A、Fの指示や自らへの直接の依頼を受けて、試験の得点操作に加担した。その後死亡した。

(5) 義務教育課長(平成19年度試験時) F

平成19年度及び20年度の双方の不正行為に加担した。複数の者から依頼を受け、Eに対して、得点操作を指示した。その後破産し免責許可決定を受けた。

3 主要な事実関係

本裁判例の主要な判示事項は、平成19年度の不正行為を行ったAに関するものであることから、同人にに関するものを中心に、事実関係をまとめる。

大分県は、平成19年度試験で不正行為によって不合格となった受験者らに対して、総額7095万円の賠償金を支払った。

不正行為によって不合格になった受験者を救済するため、県教委幹部職員・教育委員から計5342万4616円が大分県に寄付された。

大分県は、専門家委員会の報告書を踏まえて、関係者に対して求償請求を行い、Aは、195万3633円を弁済した。BCDらも、県の請求に応じ、各々請求された金額の全部ないし一部を弁済した。

なお、Aは、本件に関して有罪判決を受けたことで、退職手当3254万5896円の返納を命じられ、全額返納した。

4 第一次上告審での判示事項の概要

第一次上告審では、Aが返納した退職手当相当額を、求償額から差し引くことの可否が問題となった。第一審は、これを求償額から控除することは許されないものと判断したが、控訴審は、「求償権行使に対する過失相殺又は信義則上の制限として合理性を有する」として、求償額から控除した専門家委員会ないし県の判断を是認した。

第一次上告審は、事案の重大性や悪質性から、「県が本件不正に関与した者に対して求償すべき金額から本件返納額を当然に控除することはできない。」として、控訴審の判決を破棄し、差戻した。

差戻審は、この点について、返納された退職手当全額について、求償すべき金額から返納額を控除することは相当でないと判断した。

5 本裁判例における判示事項

本裁判例の主たる判示事項は、平成19年度の不正行為に教育委員会の職員として関与したAE及びFの求償債務が、分割債務にあたるのか、連帶債務にあたるのかである。本件では、Eは死亡、Fは破産していることから、これらの者についての無資力や回収不能リスクを誰が負うのかが問題となった。

6 差戻審での判断

「国家賠償法1条1項は代位責任の性質を有することからすると、同条2項に基づく求償権は実質的には不当利得的な性格を有し、求償の相手方が複数である場合には分割債務になると考えられる」として、平成19年度不正にかかわったAEFの職責や関与の態様から、負担割合をA4, E2.5, F3.5として求償額を算定し、Aに対して955万7717円の求償請求をすべきであると判断した。

7 本裁判例での判断

「国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、連帶して国家賠償法1条2項による求償債務を負うものと解すべきである。なぜならば、上記の場合には、当該公務員らは、国又は公共団体に対する関係においても一体を成すものというべきであり、当該他人に対して支払われた損害賠償金に係る求償債務につき、当該公務員らのうち一部の者が無資力等により弁済することができないとしても、国又は公共団体と当該公務員らとの間では、当該公務員らにおいてその危険を負担すべきものとすることが公平の見地から相当であると解されるからである。」と判示し、A, E及びFがそれぞれ県に対して負う求

償債務は、連帶債務にあたるとして、Aに対して、2645万0297円の求償請求をすべきであると判断した。

また、宇賀裁判官による補足意見が付されており、同意見では、①国家賠償法1条1項の性質論について、立法者意思は代位責任説を採用したわけではなく、将来の学説に委ねたと考えられること、②代位責任説、自己責任説は、解釈論上の道具概念としての意義をほとんど失っていること、③代位責任説から、求償権が実質的に不当利得的な性格を有することを必ずしも論理的に導けないことの3点が指摘されている。

8 検討

今後、複数の公務員が、共同して故意に他人に損害を与えた場合の求償の事例では、概ね本裁判例に沿った判断がされるものと思われるが、本裁判例ではBC及びDについて実体的な判断が示されておらず、どのような場合に共同や故意が認められるのかについては、なお議論の余地がある。

また、本件は、国家賠償法1条2項に基づく求償請求について判断した事例であることから、民間企業の使用者責任の場面には、本判例の射程は及ばない。しかしながら、本裁判例は、複数の公務員が共同して故意によって他者に損害を与えた場合に、公平の見地から、一部の公務員の無資力等のリスクを誰が負うべきかを判断したものであり、民間企業でも、複数の従業員が、共同して故意によって他者に与えた損害を、企業が使用者責任に基づいて賠償した場合、公平の見地から同様の結論に至る可能性はあるものと考えられる。

本件に関連する訴訟として、平成20年度の教員選考試験において、不正な加点によって採用された後、採用取消処分を受けた教員による、採用取消処分の取消訴訟が複数存在する。請求が認容された例（福岡高判平成28年9月5日判タ1447号83頁）と棄却された例（福岡高判平成29年6月5日判タ1445号89頁）があり、いずれも確定している。